

基本目標 3

自然を感じる快適で安全な生活空間づくり



《推進施策》

3-1 地域特性を活かす土地利用の推進	
3-2 市民と一体となった環境共生社会の実現	3-2-1 自然環境保全・3R活動の推進
	3-2-2 水質保全・公害防止対策の推進
	3-2-3 生活関連施設の維持管理
3-3 都市基盤の整備	3-3-1 都市計画の推進・住環境の向上
	3-3-2 上水道の整備
	3-3-3 生活排水処理施設の整備
	3-3-4 交通環境の向上・河川および海岸の整備
	3-3-5 情報通信技術の活用
3-4 地域と連携した安全で安心な暮らしの実現	

3-1 地域特性を活かす土地利用の推進

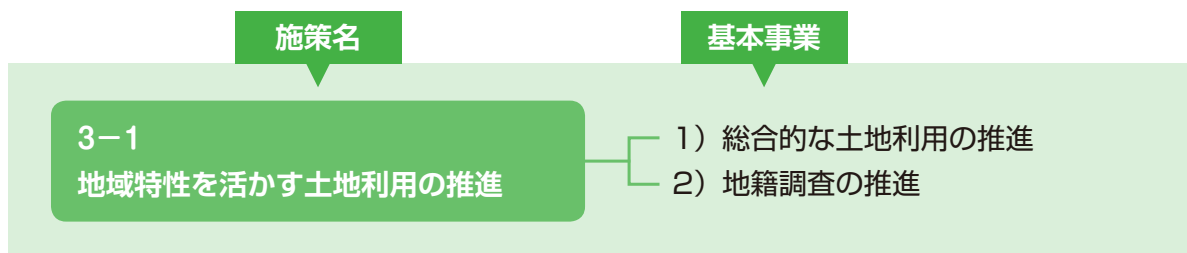
現状と課題

- 本市の土地利用は、農地が全体の約半分を占めており、過去5年間の推移をみると宅地は微増、雑種地は減少、農地はほぼ横這いの傾向にあります。市街地は市役所周辺に形成されており、工業系の土地利用として大蔵工業団地および上山鉾田工業団地があります。さらに、隣接する鉾田西部工業団地の整備が茨城県により進められています。
- 土地利用の規制については、市街化区域や市街化調整区域の指定はなく、市全域が都市計画区域となっています。このうち、都市的土地利用を促進するために市街地を中心とした288haは用途地域に、その他の地域は農業振興地域に指定されています。また、徳宿城址などの6か所が茨城県緑地環境保全地域に指定されています。
- 国土調査法に基づく地籍調査事業は、平成22年度末現在、事業計画188.24km²のうち171.42km²（進捗91.07%）が完了しています。地籍データは公共事業の円滑な実施や土地利用計画などの基礎資料となるため、未調査地区の早期完了を目指しています。また、地籍データに基づき、都市計画・税務・防災・福祉などに係る情報を一元的に管理・活用し、市民サービスの向上と業務の効率化を図ることも課題となってきます。
- 今後は、茨城空港の開港や東関東自動車道水戸線のさらなる整備などを見据えた都市基盤整備を着実に進めていくためにも、長期的な市の発展を考慮しながら、土地の有効利用に向けた指導を行い、開発と保全のバランスを図る土地利用を進めていくことが課題となります。
- 東日本大震災により市街地の住宅、店舗等が被害を受け、建物の解体が進み空地状態のところが目立っており、今後の対応が求められます。

基本方針

土地利用の基礎となる地積の明確化を図るため、地籍調査事業を着実に実施し、地域特性を活かす土地利用の推進のため開発と保全のバランスを図る土地利用施策を推進します。

施策体系



事業内容

1) 総合的な土地利用の推進

茨城県国土利用計画を基本に策定をされた銚田市国土利用計画を指針とした調和のとれた土地利用の推進を図るとともに、銚田市都市計画マスタープラン等との整合を図りながら適切な運用に努めます。

2) 地籍調査の推進

調査地区ごとの地籍調査事業計画に基づき、一筆地調査における適正な筆界の確認と、地籍調査の成果である地籍図および地籍簿を整備し、閲覧・認証・登記と円滑に作業を進め、早期の事業完了を目指します。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇総合的な土地利用の推進		
土地利用指針の推進	秩序ある土地利用を図るため銚田市国土利用計画はじめ諸計画に定める基本方針等の適切な運用を図る	企画課 および主管課
◇地籍調査の推進		
地籍調査事業	調査地区ごとの地籍調査事業計画に基づき、一筆地調査、地籍図および地籍簿の作成・閲覧・認証・登記と作業を進める	地籍調査課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
地籍調査事業（全体進捗）	91.07%	97.05%

主な関連計画

計画名	計画期間
地籍調査事業計画	～ 平成31年度
銚田市国土利用計画	平成19年度～平成28年度

市民との役割分担 （市民にお願いしたいこと）

* 自然環境との調和を図り、市民が生活しやすい、そして次世代の市民生活をも考慮したいいわゆる開発と保全のバランスのとれた長期的な土地利用を進めるため、土地利用規制等を行う必要性から市民の方々の理解と協力

3-2 市民と一体となった環境共生社会の実現

3-2-1 自然環境保全・3R活動の推進

現 状 と 課 題

(自然環境)

- 本市には山林と農地が一体となった田園風景とともに、鹿島灘、北浦、涸沼などの水辺空間があり、豊かな自然環境を有しています。この良好な自然景観やレクリエーションの場としてだけでなく、動植物の生息の場として、生態系を守る役割を果たしています。また、海岸の松林は、保安林として砂防などの役割を果たしています。
- 市内では、市民を主体とする自然環境の保全活動が展開されており、また、徳宿城址など市内6か所の県指定の緑地環境保全地域では、自然保護指導員の協力による緑地の保全に努めています。さらには、海岸保安林の松くい虫防除を実施し、松林の保全を図っています。
- しかし近年は、大気汚染などによる立木への影響や、ごみの不法投棄もみられるため、市民共通の財産として自然環境を守る意識向上と適切な指導が必要となっています。
- 特に、地球温暖化は人類が解決しなければならない最優先の課題として、世界的に実効ある取り組みが求められています。平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議で採択された京都議定書が平成17年2月に発効し、国だけでなく、市民・事業所・行政が一体となって温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいく必要があります。
- 本市においても省エネルギーや省資源活動に率先して取り組み、地域から温室効果ガスの排出を抑制していかなければなりません。地球温暖化の解決に向け、私たち一人ひとりが地球人として意識をもち、与えられた役割を的確に果たしていくことが最も重要になっています。

(廃棄物処理)

- 本市では、容器包装リサイクル法に基づきペットボトル、資源ビンなどの分別収集や古紙類の資源回収を実施し、ごみの減量化とリサイクル化に努めています。また、焼却灰および不燃残渣（ガラスくず）の再資源化を図っています。しかし、この処理委託費は年々増加する傾向にあり、今後、処理経費と処理方法の両面について検討していく必要があります。
- 資源ごみは民間の回収業者が市内を回収しているため、市施設へ搬入される資源ごみは減少しています。
- ごみについては、埋め立て処分するごみを限りなくゼロに近づけるゼロ・エミッションをめざし、減量化（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）といういわゆる3Rを今後も一層推進していくことが求められます。
- ごみ減量化の対策として、パンフレット配付や生ごみ処理機購入費補助等により、ごみ減量化に努めていますがリサイクルの向上には繋がらないのが現状です。
- 平成22年度の銚田クリーンセンターへのごみの搬入量は9,752 t、搬入台数は50,649台となっています。このうち、個人によるごみの搬入は1,479 t、37,987台と、搬入台数では全体の約7割を占めている状態です。ごみの総排出量は、ここ数年微増傾向にあることから、分別によるごみの減量化をさらに進めていく必要があります。

- 昨今の不法投棄は悪質かつ巧妙化してきており、不法投棄行為者を特定することが難しいのが殆んどである。その上、不法投棄の影響により、市民の生活環境に支障をきたす事案も少なからず発生しているので、不法投棄の未然防止や発生早期時の迅速な対応が求められています。

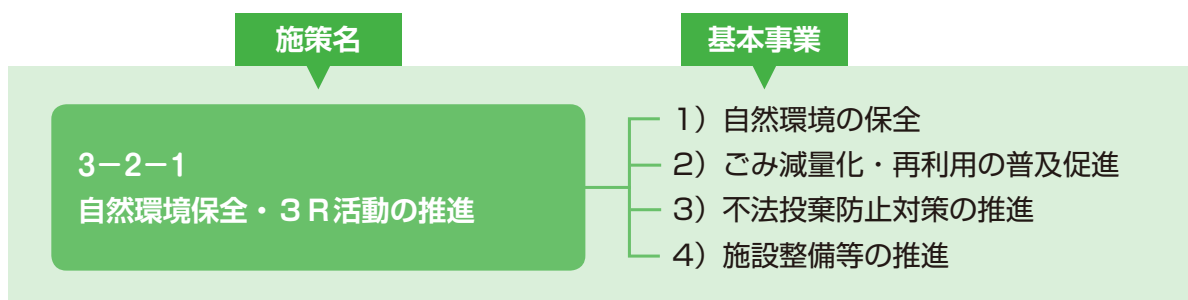
(今後のごみ処理の方向性)

- ごみ処理の方向性については、水戸市の「新ごみ処理施設建設計画」の作成にあたり、水戸市から参入についての問いかけがあり、本市全域のごみ処理を打診したところ旧旭地区のみの回答があったので、本市では、ごみ処理の方向性を導くための内部組織「鉾田市ごみ処理の方向性検討委員会」を平成22年6月1日に設置し、今後の方向性について総合的に検討を行ってきました。また、鹿行広域事務組合議会から平成22年11月29日に、鉾田、行方、潮来市のごみ処理施設の更新に向けて3市が連携して広域的なごみ処理施設の整備を図れるよう「ごみ処理広域化推進に関する意見書」が提出されています。このようなことから、検討委員会では、行方・潮来市との広域施設整備の方向性が望ましいとの結論が出されたので、今後、3市が連携し広域処理について検討を行っていきます。
- 今後、環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、市民、事業所、行政それぞれの役割と責任を明確にし、ごみの資源化・減量化に一体となって取り組むとともに、ごみを適正かつ効率的に処理するため、施設の整備を図っていく必要があります。

基本方針

自然との共生と資源循環型社会の定着を目指して、市民を主体とする環境保全活動と3R活動を積極的に推進します。

施策体系



事業内容

1) 自然環境の保全

環境基本条例を制定し、市民と協力しながら、あらゆる分野で自然環境の保全に取り組んでいきます。また、地球温暖化問題の重要性を認識し、CO₂などの削減目標につなげる取り組み体制の整備を図ります。

2) ごみ減量化・再利用の普及促進

市民・企業・行政がそれぞれの責務を自覚し、その役割が十分に果たされるよう、3R活動の普及啓発と情報提供を図ります。また、効率的な収集体制を確保した上で分別収集および資源回収を推進し、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図ります。

3) 不法投棄防止対策の推進

不法投棄防止のための看板設置を推進するとともに、廃棄物不法投棄監視員による不法投棄の早期発見と監視体制の強化を図ります。また、悪質かつ常習的な事案については、積極的に県または警察署と連携を図り対処いたします。

4) 施設整備等の推進

ごみの種類に応じた適正な処理と必要な施設の整備・充実を図るとともに、廃棄物処理施設等の管理指導、各種検査や環境調査の実施、積極的な広報を展開します。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇自然環境の保全		
環境基本条例の制定	環境の保全を図るため、施策の基本となる事項について定め、総合的かつ計画的に施策を推進する	生活環境課
温室効果ガス排出抑制事業	夏季の冷暖房電力使用抑制のため公共施設の壁面緑化を実施し、温室効果ガス排出の抑制に努める	生活環境課
太陽光発電システムの普及促進	住宅への設置促進および公共施設への導入を図る	生活環境課
◇ごみ減量化・再利用の普及促進		
リサイクル推進事業	パンフレット等を配付し、3Rの促進を図りリサイクル意識の向上を図る	生活環境課
生ごみ処理機助成事業	生ごみの減量化と堆肥として再資源を図るため、購入者に対し一部助成を行う	生活環境課
減量化の促進	ごみ減量化の方策として、家庭ごみ有料化を検討する	生活環境課

事業名	計画概要	担当部署
◇不法投棄防止対策の推進		
不法投棄防止対策事業	関係機関とともに廃棄物の不法投棄を監視し、不法投棄防止のための看板の設置を推進する	生活環境課
鉾田市廃棄物不法投棄監視員設置事業	不法投棄の監視および早期発見のため、監視員を委嘱する。また、不法投棄が多発する地区においては、多数の監視員を委嘱するよう検討する	生活環境課
◇施設整備等の推進		
ごみ処理施設維持整備事業	安定したごみ処理業務を行うため、ごみ焼却施設、1・2号炉耐火物補修、不燃施設、最終処分場の補修等整備工事を実施する	生活環境課
ごみ処理施設整備事業	法面整備工事、焼却炉破損修繕、場内地盤沈下補修等を実施しクリーンセンターの延命化を図る	生活環境課
ごみ処理施設の広域化	ごみ処理施設の更新に向けて、鉾田・行方・潮来市の3市で広域処理について検討する	生活環境課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
ごみ搬入量	12,100 t	11,500 t
不法投棄監視員数	159人	200人

主な関連計画

計画名	計画期間
鉾田市一般廃棄物処理基本計画	平成18年度～平成32年度

市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

- * 不法投棄をなくすための市民の監視
- * 生ごみの堆肥化、買い物袋の持参など、ごみの出ない取り組みの実施
- * リサイクル意識の徹底
- * 資源ビンと空き缶の徹底した分別

3-2-2 水質保全・公害防止対策の推進

現 状 と 課 題

(水質保全)

- 近年、北浦の水質が悪化し、悪臭を放つなど問題が発生していますが、これは流入する河川の水質が影響しています。本市では、家庭からの生活排水が十分に処理されないまま河川や湖沼へ放流されるケースもみられ、水質汚濁の大きな原因にもなっています。
- 北浦の水質保全を図るため、県で策定した「霞ヶ浦に係る湖沼水質保全計画（第6期）」に基づき、関係各課との連携を図り、水質保全対策に取り組んでいく必要があります。
- 豊かな自然環境の基礎となる水質を保全していくためには、多くの市民が参加する水質調査の継続や家庭における適切な生活排水処理の指導などを行い、水質保全に対する市民意識の向上を図っていく必要があります。また、地域の実情に応じた公共下水道などの整備を早急に進めていくことが必要となっています。

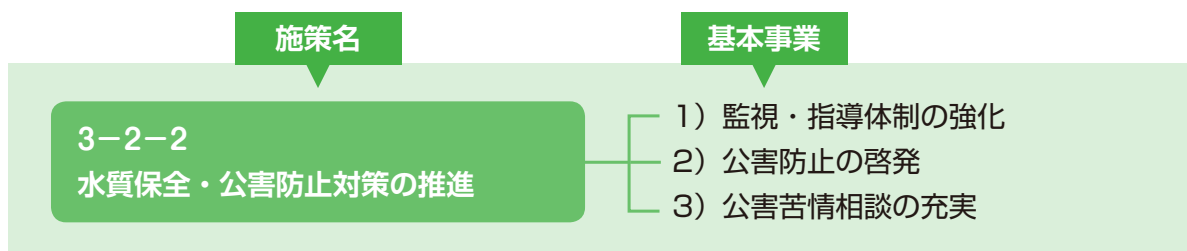
(公害防止)

- 本市はこれまで、重大な公害の発生はみられません。しかし、悪臭に関する苦情相談が多く、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止された野外焼却が、一部で未だに行われています。
- 騒音、振動、悪臭の防止および野外焼却の防止対策としては、法制度について、パンフレットや広報などで周知を図っていく必要があります。
- 水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する市内の特定施設に対しては、県とともに立入検査や指導を行い、公害の防止に努めていくことが必要となります。

基 本 方 針

市民や関係機関との連携により、悪臭・水質汚濁など公害の発生を防止するとともに、適切な指導と法制度の周知を図ります。

施 策 体 系



事業内容

1) 監視・指導体制の強化

悪臭や水質汚濁など公害の発生防止対策を進めるため、関係機関と連携した監視体制の構築および指導体制の強化に取り組みます。

2) 公害防止の啓発

広報紙やパンフレットなどを通じて事業所や市民に対する公害防止の啓発に努め、公害のない環境づくりを推進します。

3) 公害苦情相談の充実

関係機関との連携により、公害苦情に関する適切な対応を図ります。

5年間に取り組む主な事業

*担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇監視・指導体制の強化		
監視・指導体制の強化	関係機関との連携により、悪臭や水質汚濁などの公害の未然防止に努め、安全な環境づくりを推進する	生活環境課
監視体制の検討	県・市・市民と一体となった監視体制を検討する	生活環境課
通報体制の整備	市民が通報できる体制づくりを推進する	生活環境課
◇公害防止の啓発		
公害防止の啓発	広報紙やパンフレットなどを通じて公害防止の啓発に努め、公害のない環境づくりを推進する	生活環境課
◇公害苦情相談の充実		
苦情相談の充実	関係機関との連携により、公害苦情に関する適切な対応に努める	生活環境課

主な事業目標

*H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
公害防止の啓発実施回数	2	5

市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

*市民の監視体制

3-2-3 生活関連施設の維持管理

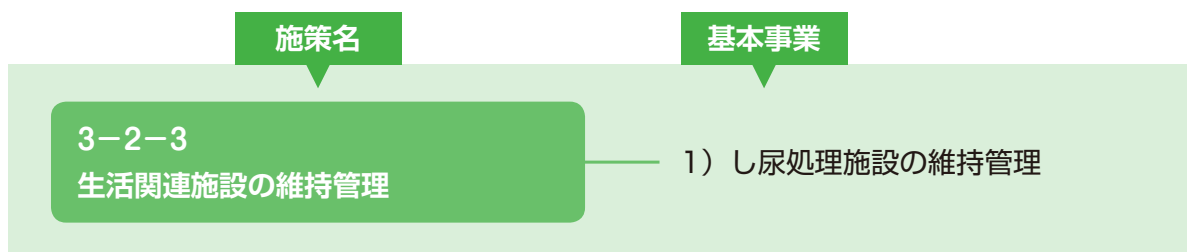
現 状 と 課 題

- 本市のし尿処理施設は、エコパーク鉾田と大洋サニタリーセンターの2施設で処理を行っています。エコパーク鉾田は、平成12年に竣工し、12年経過し、また、大洋サニタリーセンターは、平成6年に竣工し18年を経過しており、それぞれ施設の老朽化が進んでいます。各種機器の整備改修は毎年実施しておりますが、機器の故障等も目立ち応急処理を行っているのが現状です。今後においても、定期的な改修や大規模改修も行いながら施設の延命化を図る必要があります。

基 本 方 針

快適な生活環境を確保するため、生活に関連する施設の適切な維持管理を行います。

施 策 体 系



事 業 内 容

1) し尿処理施設の維持管理

維持管理方法を工夫し、施設の適切な運営に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇し尿処理施設の維持管理		
し尿処理施設事業	運転管理・直接経費・整備費（オーバーホールおよび補修）などの一体発注を検討し、経費削減を図る。	生活環境課

市民との役割分担
(市民にお願いしたいこと)

* 定期的な汲取り（1年に1回）の実施

3-3 都市基盤の整備

3-3-1 都市計画の推進・住環境の向上

現 状 と 課 題

(都市計画)

- 都市計画マスタープランに基づき、都市計画決定道路、公園、下水道などの整備を進め、土地の有効利用を図ってきました。
- 東関東自動車道水戸線（茨城空港北IC－潮来IC）の早期整備が望まれています。
- 今後は、都市計画決定道路の未整備箇所の早期事業化を推進する必要があります。

(公 園)

- 本市の公園の設置状況は、鉾田総合公園や鹿島灘海浜公園をはじめとして都市公園8か所、このうち4か所、都市計画決定されています。鹿島灘海浜公園は、計画区域内の未整備地については、広域公園としての着実な整備が望まれます。
- 公園は、地域住民の憩いの場や交流の場として重要な役割を果たします。また、市民や地域内での交流につながるよう、市民を主体とした公園の維持管理活動を広めていくことが必要となります。

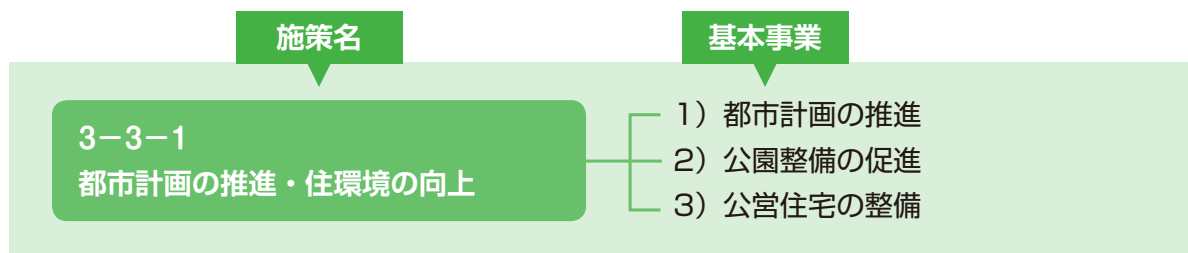
(住 宅)

- 公営住宅のスカイタウンは築30年以上が経過して老朽化が顕著になっていることから建替えを含め公営住宅の運営方法を検討する必要があります。
- 民間の宅地開発については、「鉾田市宅地開発事業の適正化に関する指導要綱」に基づく適正な指導を行っています。
- 近年は、核家族化の進行に伴い世帯数が増加していることから、今後は公営住宅や宅地開発への需要動向を勘案しながら、定住化を促進する住環境の整備を検討する必要があります。

基 本 方 針

良好な住環境の向上を目指して、都市基盤整備の指針となる都市計画マスタープランに基づき良好で潤いのある住環境の整備を推進します。

施策体系



事業内容

1) 都市計画の推進

都市計画法で定められた基礎調査項目に市独自の地域の実情と発想を重視策定した「鉾田市都市計画マスタープラン」に基づき各分野の事業を推進します。

2) 公園整備の促進

鹿島灘、湖沼、河川の沿岸緑地及び点在するレクリエーション施設など連携した特色ある公園整備を進めるとともに一層の利用促進を図ります。

また、市民を主体とした公園の維持管理体制づくりを推進します。

3) 公営住宅の整備

市営住宅も築30年以上を経過し、家屋及び配水管の老朽化が進んでいる状況です。今後、建替え・補修及び上水道施設の改修事業に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇都市計画の推進		
都市計画基礎調査	都市計画法に基づく定められた調査項目と市独自の調査項目による調査を行い、状況図、状況調書などを作成する	都市建設課
都市計画マスタープラン策定事業	21年度策定されたマスタープランを基に都市計画の将来像の実現を図る	都市建設課
災害に強いまちづくり	都市計画法で定められた「鉾田市都市計画マスタープラン」と「防災計画」に基づき早急に進めるものとして地震に強いまちづくりを各分野の事業と市民協働により推進する	都市建設課
市街地整備事業	「鉾田市都市計画マスタープラン」に基づき幹線道路整備及び市街地整備や商店街の振興対策に向けた土地利用を検討する	都市建設課

事業名	計画概要	担当部署
◇公園整備の促進		
公園整備の検討	地域の街区公園については、地域のニーズに沿った公園のあり方を検討する。また、東関東自動車道水戸線のパーキングエリアを活用した公園整備を検討する	都市建設課
◇公営住宅の整備		
市営住宅整備事業	市営住宅は、老朽化が進み修繕で対応してきたが、築30年以上を過ぎ、年次計画で市営住宅の建替え及び上水道整備事業を進める	都市建設課
スカイタウン上水道整備事業	水道管老朽化による上水道整備を進める	都市建設課

主な関連計画

計画名	計画期間
鉾田市都市計画マスタープラン	平成22年度～平成42年（中間年次を平成32年）

市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

* マスタープランに関心を持っていただき、街づくりに協力する

3-3-2 上水道の整備

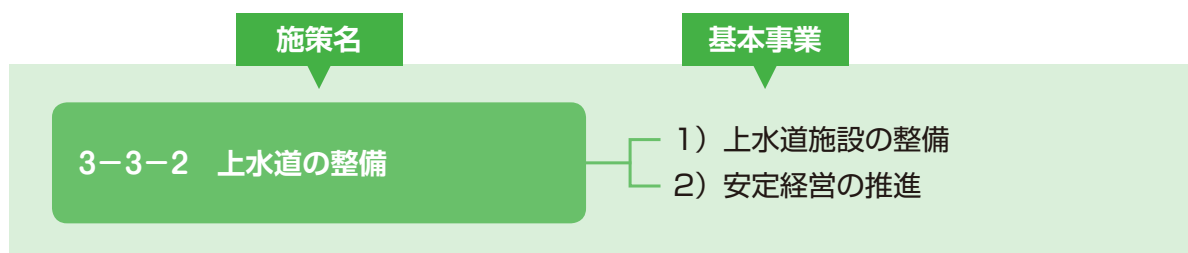
現 状 と 課 題

- 市民が従前から生活用水として使用してきた井戸水については、生活様式の変化などの影響から、水質基準不適合割合が年々増加する傾向にあります。そのため、すべての市民に安心して安全な水道水を供給するため、給水区域全域の上水道施設の整備が急務となっています。
- 一方、上水道加入者の多数が自家用井戸と上水道を併用しているため、事業経営の根幹である使用水量の増量が早期には望めず、上水道事業の経営安定のためには利用促進を図る必要があります。
- また、国からの事業認可に基づいた未整備地区の整備がほぼ完了したことから、今後は水道水の安定供給のための水道施設整備や未加入者への加入促進による普及率の向上のための整備が必要です。
- 平成23年度現在、3区域それぞれに上水道事業が運営されていることから、今後の施設の適切な管理体制、業務の効率化などを踏まえ、事業経営の一元化に向けた事務所、料金体系などの統合を図っていくことが必要となります。

基 本 方 針

ライフライン*として、水道水の安心・安全性への理解を深めつつ、上水道未加入者への加入推進を図り、市民生活や公衆衛生の向上に寄与するとともに、快適なまちづくりを推進する。

施 策 体 系



事 業 内 容

1) 上水道施設の整備

上水道施設整備計画に基づき、水道水の安定供給のための水道施設整備を図るとともに、事業経営の一元化に向けた施設の整備を行います。

* ライフライン：都市機能を維持し、人が日常生活を送る上で必須の諸設備のこと。電気・ガス・水道・電話・インターネットなど。

2) 安定経営の推進

上水道施設の適切な管理体制と業務の効率化を図るため、事務所の統合及び料金体系の見直しをはじめとする事業経営の一元化を推進するとともに、上水道施設整備の完了した区域における未加入者の加入促進を図り、安定経営を進めます。

5年間に取り組む主な事業

*担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇上水道施設の整備		
上水道施設整備事業	水道水の安定供給を図るとともに事業経営の一元化に向けた施設の整備を行う。また、普及率向上のための施設整備を行う。	水道事務所
◇安定経営の推進		
上水道への加入推進事業	①上水道施設整備が既に完了した区域において、未加入者に対して加入推進の啓発を行う ②普及率の向上を図り、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進する。 ③上水道への加入推進を図るため、平成25年3月31日まで、加入負担金の軽減措置を行う。	水道事務所
水道料金・企業会計システム統合事業	サービスの向上、会計事務の効率化を図るため、料金・会計システムの統合と充実化を図る。また、事業統合時の料金統一については、県水の料金改定を勘案しつつ、段階的に適正な対応を図る	水道事務所

主な事業目標

*H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
上水道施設整備率	98.9%	100.0%
上水道普及率	79.4%	86.1%

主な関連計画

計画名	計画期間
公営企業経営健全化計画	平成18年度～平成27年度

市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

- * 安心安全な飲料水の確保のため、水道加入を奨励する
- * 使用においては、節水に努める

3-3-3 生活排水処理施設の整備

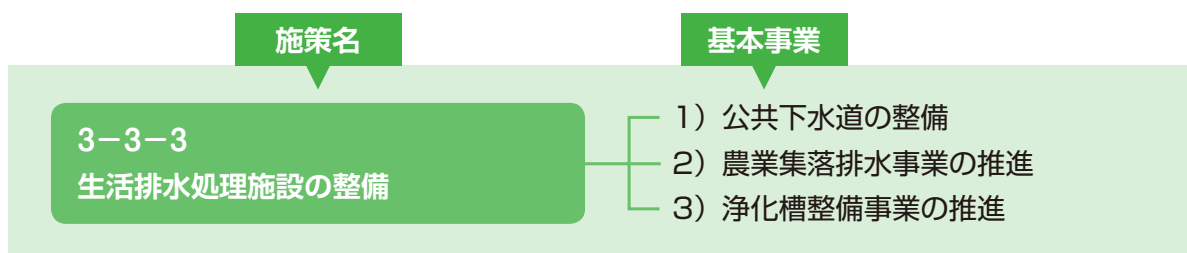
現 状 と 課 題

- 当市の平成22年度末の生活排水処理総合普及率は、38.9%と県平均77.2%と比べて低く、生活排水処理施設の整備が進んでいない現状にあり、生活環境の悪化、湖沼や河川などの公共用水域の水質汚濁が懸念されます。
- これらの課題を抜本的に解決し、良好な住環境の創出と公共用水域の水質保全を図るためには、下水道、農業集落排水施設、合併浄化槽などの生活排水処理施設の整備が不可欠となります。
- 公共下水道は、平成17年3月に市中心部および周辺集落を合わせた99haについて事業認可を取得し、鉾田水処理センター建設及び管渠整備を進めております。早期に供用開始し、水処理を開始することが課題となっております。また、供用開始後の各戸の接続促進も課題となります。
- 農業集落排水事業は、農業用排水路の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、地区と一体になって進めております。上島西部地区と舟木地区の2地区で事業が進められており、早期の供用開始が課題となっております。また、供用開始後の各戸の接続促進が課題となります。
- 生活排水処理総合普及率はいまだに低い状況にあり、汲み取り式や単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進させる必要があります。特に水質汚濁の進行が懸念される霞ヶ浦流域および湖沼流域においては、窒素やリンの処理に対応した高度処理型合併浄化槽の設置を一層促進させる必要があります。また、浄化槽の維持管理が適切に行われなため、浄化されない処理水が河川などに流入するケースもあることから、適切な維持管理の実施および法定検査の受検を指導していく必要があります。

基 本 方 針

地域の実情に応じた生活排水処理施設を着実に整備し、自然と共生する快適なまちづくりを市民とともに推進します。

施 策 体 系



事業内容

1) 公共下水道の整備

中心市街地およびその周辺区域の生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るため、事業認可に基づく鉾田水処理センターおよび管渠の整備を推進し、一部供用開始します。

2) 農業集落排水事業の推進

農業用排水路の水質保全、農業用排水施設の機能維持および農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水処理施設および管路施設の整備を推進し、上島西部地区と舟木地区の一部で供用開始します。

3) 浄化槽整備事業の推進

下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の地域における生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るため、個人が設置する合併浄化槽に対して補助を行います。また、設置後の適切な維持管理や法定検査の受検を指導します。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇公共下水道の整備		
公共下水道事業	中心市街地およびその周辺区域の生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るため、事業認可に基づく鉾田水処理センターおよび管渠の整備を推進し、一部供用開始する	下水道課
◇農業集落排水事業の推進		
農業集落排水事業	農業用排水路の水質保全、農業用排水施設の機能維持および農村生活環境の改善を図るため、農業集落排水処理施設および管路施設の整備を推進し、H24に上島西部地区、H25に舟木地区の一部で供用開始する。	下水道課
◇浄化槽整備事業の推進		
浄化槽整備事業	下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域以外の地域における生活環境の改善および公共用水域の水質保全を図るため、個人が設置する合併浄化槽に対して補助を行う。また、設置後の適切な維持管理や法定検査の受検を指導する	下水道課

主な事業目標

*H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
生活排水処理総合普及率	38.9%（H22末）	48.8%（H27末）
公共下水道管渠整備面積	42ha	135ha
農業集落排水供用開始地区	1地区	3地区
浄化槽補助基数	70基/年	70基/年

※生活排水処理総合普及率（%）＝〔下水道、農業集落排水処理施設、合併浄化槽、コミュニティ・プラントの処理人口の合計〕／〔行政人口（住民基本台帳人口）〕

市民との役割分担
（市民にお願いしたいこと）

- * 公共下水道や農業集落排水施設への早期接続
- * 合併浄化槽の適切な維持管理（保守点検、清掃）の実施と法定検査の受検

3-3-4 交通環境の向上・河川および海岸の整備

現 状 と 課 題

(道 路)

- 本市の幹線道路として、南北に延びる国道51号と主要地方道茨城鹿島線、市中心部を起点とする一般県道下太田鉾田線と一般県道鉾田茨城線、市の中央部を通る主要地方道水戸鉾田佐原線、涸沼沿いの主要地方道大洗友部線、市の南部を横断する国道354号などが市内道路網の骨格をなしています。
- 東関東自動車道水戸線の鉾田～水戸間については、平成10年度に工事着手し、平成20年度には茨城県において潮来～水戸間全線の都市計画が決定、茨城空港の開港に合わせて整備が進められた茨城空港北IC～茨城町JCT間約8.8kmが平成22年3月に開通しました。さらに、平成27年度の開通を目標に（仮）鉾田IC～茨城空港北IC間の整備が進められています。
- 本市の均等ある発展のためには幹線道路・生活道路網の整備が重要であり、都市計画決定道路の未整備箇所を早期事業化を含めて、計画的な道路整備が必要となります。また、適正な道路用地の管理を行うため、拡幅道路の未登記分について計画的に調査を実施し、所有権移転登記を進めていくことが必要です。
- 安全な歩行空間の確保は、車にとっても歩行者にとっても暮らしやすさの重要な要素となります。しかし、市内の道路には未改良区間も多く、特に狭い路線については早急な整備が必要となっています。また、地域によっては大雨時に道路が浸水する箇所があるため、道路整備に併せた雨水排水整備が課題となっています。

(公共交通)

- 鉄道・バス・タクシーといった公共交通は、地域の安全・安心な移動の確保はもとより、地球温暖化や高齢化社会の進行、エネルギー問題など、現代の私たちが抱える様々な問題に対し、極めて有効な移動手段です。しかし一方で、近年の利用者減少に伴う路線廃止や便数の減少など、現在は地域の重要な足としての役割を担い切れていない状況でもあります。もっと便利で快適に利用できる公共交通に変えていくためには、市民・企業・行政などの関係者が協力して、自らの地域の公共交通を守り、育てていくことが重要です。
- 鉄道は、水戸市と鹿嶋市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が南北に運行しています。路線バスは本市と周辺各市を結ぶ6路線が運行し、うち1路線は、平成19年3月31日に廃線となった鹿島鉄道の代替路線となっています。平成21年9月には茨城交通の大洗行き、茨大前行きの2路線が廃止されました。また、本市を発着・経由し東関東自動車道を通る高速バス2路線があります。しかし、本市と周辺各市を結ぶバスについては、利用者の減少により一部地域で廃止となっていることから、高齢社会に対応するためにも新たな交通機関の整備が課題となっています。
- 東日本大震災によって鹿島臨海鉄道が被害を受け、運行再開までの3～4カ月間は、代替バス等の運行によって対応されました。そうしたことから災害に強い交通体系について、今後も検討を図る必要があります。

(河 川)

- 市内には巴川、鉾田川、大谷川及び長茂川の一級河川があり、県において計画的な河川の改修が行われています。しかし、未整備の箇所が多く、河川の氾濫や水田の冠水などの被害も発生することから、早急な対策が望まれています。
- 河川の美化対策として年2回（3月・8月）の霞ヶ浦・北浦地域清掃大作戦（霞ヶ浦問題協議会主催）に参加しています。

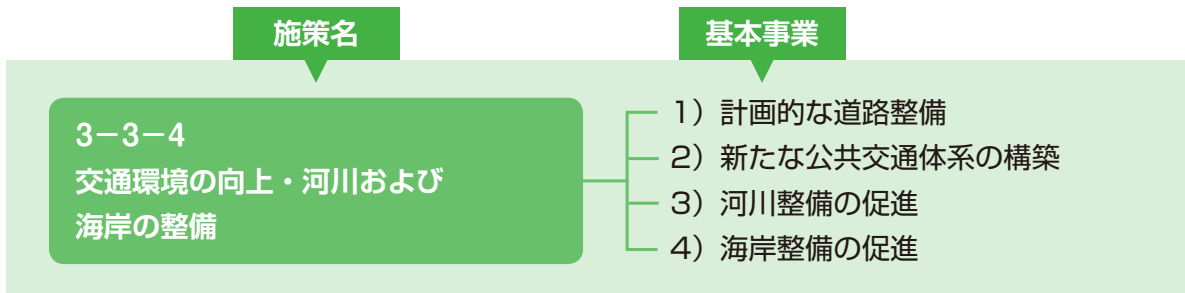
(海 岸)

- 本市は鹿島灘に面して20kmに及ぶ美しい海岸線を有しますが、砂浜の浸食が激しく、県においてヘッドランド整備事業や養浜事業を行っています。

基 本 方 針

地域間の結び付きをより一層深めるため及び市民生活や産業活動の基盤としての役割を担うための道路網の整備、日常生活の利便性向上に資する新たな交通体系の構築、そして災害防止と環境保全を図るため河川及び海岸の整備を推進します。

施 策 体 系



事 業 内 容

1) 計画的な道路整備

「道路整備マスタープラン」に基づき、機能的な交通体系を構築するためのバイパス整備をはじめ計画的な道路整備を推進します。

また、「東関東自動車道水戸線」の早期全線開通に向けた整備促進活動を推進します。

2) 新たな公共交通体系の構築

地域公共交通の持続的確保に向けた効果的な取組みと必要な交通手段の構築に向け検討します。

3) 河川整備の促進

一級河川の未改修区間について、県との連携を強化し、早期完成へ向けた整備促進に努めます。また、清掃活動などを行い、河川環境の保全を図ります。

4) 海岸整備の促進

海岸線の浸食対策について積極的に県へ働きかけ、海岸保全施設の整備促進に努めます。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇計画的な道路整備		
湯坪・柏熊地区排水路整備事業	水路敷きの浸食による土砂災害を防止するとともに、将来的な地域流末排水路の充実を図る	都市建設課
市道6-15号線整備事業	地域間の交流道路でありながら狭あい、雨天時には冠水する場所もある。また、公共施設にも隣接しているため整備を図る	都市建設課
市道8-4314号線（クリーンセンター進入路）整備事業	クリーンセンターへの搬入台数が増加することに伴い、進入路の整備を行う。また、地域の生活道路であり、通学路でもある道路を拡幅し、安全対策に努める	都市建設課
合併市町村幹線道路緊急整備支援事業	新市の一体性を進めるうえで、道路の整備を図る ・造谷地内主要幹線道路接続整備事業 ・新市連絡道路整備事業	都市建設課
鉾田市街地連絡道路整備事業	交通量が多いうえに見通しの悪い急カーブが多いため、危険箇所の解消に努め、安全な地域間道路の整備を図る	都市建設課
主要幹線道路整備事業 (市道6-1号線～大洋0101号線)	狭あい路線を、道路拡幅などにより、交通の安全確保及び地域間交流の促進のため整備を図る	都市建設課
地域間連絡道路整備事業	町村合併による地域間幹線道路網の強化を行い、地域間交流の促進のため整備を図る	都市建設課
汲上地区排水路整備事業	道路の冠水、隣接地の浸水、土砂災害の防止に努め、市民生活の安定と向上を図る	都市建設課
涸沼・鹿島灘海岸地区道路整備事業	海岸地区である玉田、荒地、沢尻、上釜地区及び大洗・鹿島線涸沼駅近郊の下太田、箕輪地区を結ぶ地域間道路整備を行い、生活交流の推進及び緊急避難路の整備を図る	都市建設課
地域間接続道路新設事業	町村合併による地域間幹線道路網の強化を行い、地域間交流の促進を図る	都市建設課
坂戸・塔ヶ崎間排水路整備事業	大雨による水田の冠水や住宅地への浸水などの被害防止のための整備を図る	都市建設課

事業名	計画概要	担当部署
基盤整備促進事業 農道整備事業	農耕車両の大型化による通行及び輸送の効率化を図るため、地区の基幹となる農道の拡幅・舗装の整備を図る ・ 沢尻地区 ・ 安塚地区 ・ 台濁沢地区 ・ 鹿田飯田地区	都市建設課
大洗鹿島線跨線橋防護柵 補修工事	経年劣化による錆・腐食などが進行していることから、通行者、車及び軌道車両への被害予防のため、計画的に防護柵を補修する	都市建設課
市道12号線道路改良事業	銚田市街地をはじめ鹿嶋方面からの主要連絡道としての機能や交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	都市建設課
市道65号線道路改良事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	都市建設課
市道55号線道路改良事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	都市建設課
市道17号線道路改良事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	都市建設課
市道195号整備事業 (再編交付金)	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る	都市建設課
原子力地域振興事業	本排水路を整備することにより、農作物の収穫の安定が見込めるとともに、地域の用排水路としての機能向上のため、整備を図る ・ 半原川排水路整備事業	都市建設課
	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る ・ 市道旭2-15号線道路改良事業	都市建設課
電源立地地域対策事業	交通の円滑化と市民生活の利便性向上のため、整備を図る ・ 市道旭1-13号線道路改良事業	都市建設課
道路用地未登記実態調査事業	市認定道路等の市が管理する道路用地の適正な維持管理を行うため、道路用地内に存在する個人名義の道路用地を調査し、所有権移転登記等の実施に努める	都市建設課

事業名	計画概要	担当部署
◇新たな公共交通体系の構築		
公共交通体系の構築	交通弱者の行動範囲が制限されないよう、地域公共交通の持続的確保に向けた効果的な取組みと地域に必要な交通手段の検討を行う	企画課
◇河川整備の促進		
河川改修の早期完成	一級河川巴川については、本田橋までの川幅の拡幅・築堤などの整備促進に努める。また、一級河川鉾田川については、河床掘削及び堤防の嵩上げなどの改修工事の整備促進に努める	都市建設課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
市道改良率	27.89%	28.29%
市道舗装済率	57.46%	57.86%

主な関連計画

計画名	計画期間
鉾田市道路整備計画（道路整備マスタープラン）	平成20年度～平成32年度
茨城県公共交通活性化指針	平成23年度～平成27年度

市民との役割分担 （市民にお願いしたいこと）

- * 道路を常に安全で快適に利用するため、各地区において、地区内の道路路肩の除草、枝払い及び側溝の清掃等を地域活動として取り組む
- * 道路に空き缶やごみなどを捨てない、家庭や事務所などからの雑排水を流さない、自転車を放置しない、無許可の立看板など不法占用物を置かないなど、道路を常に広く、美しく、安全に利用できるよう心がける
- * 鉄道・バス・タクシーといった公共交通は、地域の安全・安心な移動の確保はもとより、地球温暖化や高齢化社会の進行、エネルギー問題など、現代の私たちが抱える様々な問題に対し、極めて有効な移動手段として積極的な利用

3-3-5 情報通信技術の活用

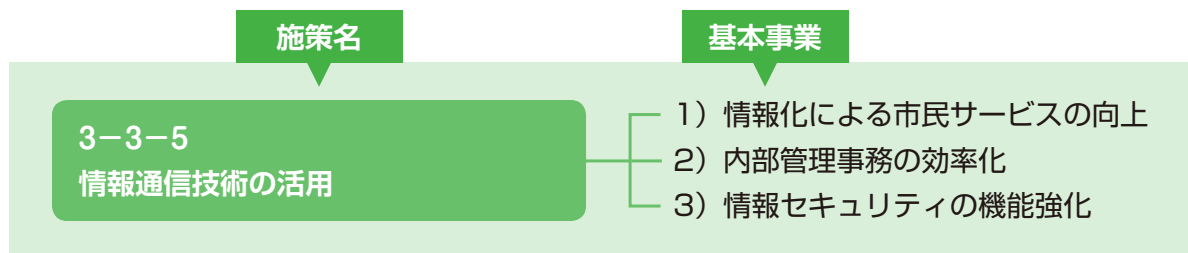
現 状 と 課 題

- 本市では、窓口業務関連の電算化システムの構築、庁内LAN*の整備、市ホームページの開設など、市民サービスの向上に寄与する行政の高度情報ネットワーク化を進める必要があります。
- 一方、市で取り扱う情報は市民の個人情報をはじめ、行政手続き上の重要な情報が含まれていることから、「セキュリティ基本方針」に基づき情報の漏洩を防ぐことが求められています。
- 今後は、個人情報管理体制を一層強化しつつ、市ホームページや電子申請の充実により、市民のサービスの向上を図っていくことが必要となります。

基 本 方 針

厳格な情報管理体制の下、事務の効率化や市民サービスの向上に重点を置いた情報通信技術の活用を図ります。

施 策 体 系



*L A N：Local Area Network（ローカル・エリア・ネットワーク）の略で、一施設内程度の規模で用いられるコンピュータ・ネットワークのこと。

事業内容

1) 情報化による市民サービスの向上

インターネットなどの高度通信技術を利用した申請・手続きのオンライン化や行政情報の提供などを行い、市民サービスの向上を図ります。

2) 内部管理事務の効率化

窓口業務などのシステムの機能改善、情報システムなどの計画的な更新により、事務処理の電子化を推進し、事務の効率化を図ります。

3) 情報セキュリティの機能強化

情報分野の安全や安心を確保するために、例規整備、職員教育、セキュリティ監査などを行い、市の情報セキュリティ機能強化をはかります。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇情報化による市民サービスの向上		
情報化による行政サービスの向上	インターネットなどの高度通信技術を利用した申請手続きのオンライン化や行政情報の提供などを行い、市民サービスの向上を図る	総務課
◇内部管理事務の効率化		
内部管理事務の効率化	窓口業務などのシステムの機能改善、情報システムなどの計画的な更新により、事務処理の電子化を推進する	総務課
◇情報セキュリティの機能強化		
情報セキュリティの機能強化	情報分野の安全や安心を確保するために、例規整備、職員教育、セキュリティ監査などを行い、市の情報セキュリティ機能強化を図る	総務課

市民との役割分担 (市民にお願いしたいこと)

* 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、他人の個人情報をみだりに取り扱わないようにするとともに、自ら個人情報の保護を心掛けることによって、個人情報の保護に積極的な役割を果たす

3-4 地域と連携した安全で安心な暮らしの実現

現 状 と 課 題

(防 災)

- 本市では地滑りや崖崩れなどの土砂災害は比較的少ないものの、台風や長雨などの集中豪雨や最近ではゲリラ豪雨による河川の氾濫、道路の冠水などの水害が発生しています。また、今後は、東日本大震災の影響で土砂災害や堤防の決壊も懸念されております。
- こうした中、平成23年春に改修した全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、市民に瞬時に放送が可能となるシステムに更新しました。また、平成21年度には鉾田市防災会議を開き、「鉾田市地域防災計画」を策定し、今回の大震災で活用しました。しかし、実際に災害が発生すると、「鉾田市地域防災計画」とおりには進まなかったのが現実です。こうしたことから、今回の震災で各対策部の反省点を集約し、再度新たに「鉾田市地域防災計画」を見直しするとともに、災害が発生しても被害を最小減に抑えることを目標とし、市民の安心安全を確保して、災害に強い街づくりを進めることが求められています。

(消 防)

- 近年の本市の火災発生状況は、年間約40件となっています。
- 消防体制は常備消防として鉾田消防署があり、非常備消防として82分団で組織される鉾田市消防団が結成されています。
- 消防団活動においては団員の確保や稼働力の低下が懸念されており、消防団の分団統合を含めた組織再編が課題となっています。一方で、平成22年3月には30名で鉾田市消防団女性部が新たに誕生し、日々訓練を受けています。また、消防自動車を含む老朽化した消防施設が増加しているため、計画的な更新が必要となります。

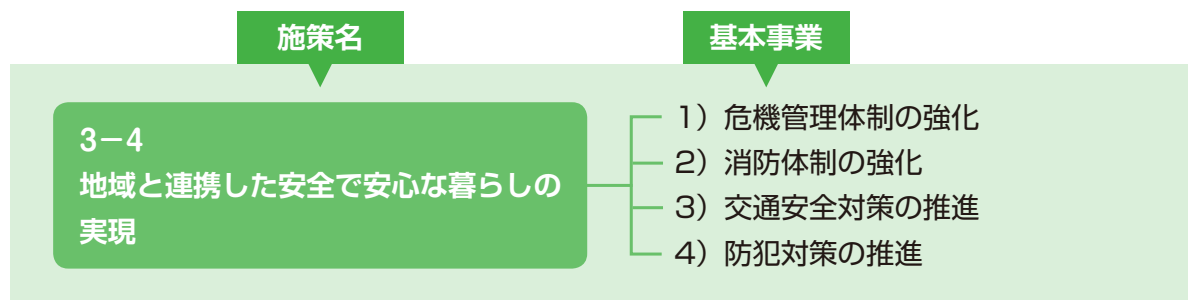
(地域安全)

- 近年の本市の交通事故は、年間約200件が発生しており、死傷者数は約300人程度で推移しています。こうした状況の中、交通安全対策として関係機関による交通安全教育、交通安全運動の推進に努めてきました。今後も道路と交通安全施設との一体的な整備を着実に進めるとともに、運転者への交通安全意識の向上を図る必要があります。
- 近年の本市の犯罪発生件数は、年間約800件が発生しており、犯罪の種類では窃盗犯や知能犯が多い状況です。特に高齢者を狙ったもの、また、情報化社会に伴うインターネット犯罪なども多くなっています。また、凶悪犯罪の低年齢化や子どもが巻き込まれる事件も全国各地で発生しています。
- 犯罪の発生を防ぐためには、自主防犯意識の向上が最も重要です。それとともに市民や地域社会の連帯感を強めながら、関係機関、家庭、学校、地域社会が協力した防犯体制の強化も必要となります。

基本方針

防災・消防・地域安全に関する市民意識の向上を図り、市民と協働して安全に暮らすことのできる環境づくりを進めます。

施策体系



事業内容

1) 危機管理体制の強化

市民の防災意識の向上に努めるとともに自主防災組織の設置を支援し、地域防災力を強化します。

また、原子力災害や武力攻撃事態などにおける国民保護措置についての危機管理体制を強化します。

2) 消防体制の強化

老朽化に伴う消防施設の更新を計画的に行うとともに、各地区の消防団体制を一層強化します。

3) 交通安全対策の推進

交通安全に係る市民全体の意識向上とともに、交通安全施設の設置を推進します。

4) 防犯対策の推進

自主防犯組織活動の活性化を支援し、市民と関係機関が協力した地域の安全対策を推進します。

5年間に取り組む主な事業

* 担当部署は平成23年10月1日現在

事業名	計画概要	担当部署
◇危機管理体制の強化		
安心安全なまちづくり推進事業 (自主防災組織)	自主防災組織の組織化について支援する	総務課
地域防災計画の見直し	各対策部からの意見等を集約し、また、国・県と協議しながら、地域防災計画の見直しを進める	総務課
津波ハザードマップの見直し	津波に対する浸水想定区域等の見直しを県が行うため、新たに津波ハザードマップの作成を推進する	総務課
◇消防体制の強化		
消防ポンプ自動車購入事業	消防力を維持するため、20年以上経過している消防自動車を更新する	総務課
防火水槽設置事業	消防水利を維持確保するため、防火水槽の計画的な設置とともに、老朽化した防火水槽を改修する	総務課
公設消火栓設置事業	消防水利を維持確保するため、上水道整備事業に併せて消火栓の整備を図る	総務課
消防団組織の見直し	消防力の強化を図るため、各地区の実情を勘案しつつ、消防団組織の統一、分団再編を進める	総務課
◇交通安全対策の推進		
交通安全の啓発活動	市民を交通事故から未然に防ぐため、交通安全団体などを主体とした交通安全に係る啓発活動を展開する	総務課
交通安全施設の設置	市民を交通事故から未然に防ぐため、関係課と調整し交通安全施設（カーブミラー等）を設置する	総務課
◇防犯対策の推進		
自主防犯組織の啓発	自主防犯組織の啓発に向けて、市民の主体的活動を支援する	総務課
防犯灯設置事業	各地区の申請に基づき、計画的な設置を進める	総務課

主な事業目標

* H23数値は見込み

事業目標名	基準年次（H23）	目標年次（H28）
自主防災組織数	2	5
交通安全の啓発活動実施数	4	4

主な関連計画

計画名	計画期間
鉾田市地域防災計画	平成25年度～

市民との役割分担 （市民にお願いしたいこと）

* 自主防災組織、自主防犯組織（自警団）への協力